

**個人自営業者の節税行動
- 専従者給与によるインカム・シフティング -**

**財務総合政策研究所研究官
八塩 裕之**

2005 年 1 月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

個人自営業者の節税行動¹

— 専従者給与によるインカム・シフティング —

財務省財務総合政策研究所 研究官 八塩裕之²

1. はじめに

所得税は労働供給や貯蓄などにはあまり影響を与えない一方で、節税行動には大きな影響を与えることが指摘されてきた (Slemrod (1995))³。特に個人自営業者は雇用者にくらべて節税が容易であると考えられる。欧米の先行研究によると、自営業者は法人・個人の事業形態選択 (Slemrod (1994) Ayers et. al (1996) Plesko (1999)) や資金借入れの操作 (Croyd et. al (1997) Ayers et. al (2001)) などを通して節税をしているとされ、また所得税の限界税率変化に対する課税所得の弾力性も雇用者に比べて大きい (Sillamaa & Veall (2001))。その一方で日本では、所得税と自営業者の節税行動の関係について、これまでほとんど分析されてこなかった。本稿ではそれについて分析することを目的とする。

日本でこの問題を扱った数少ない研究として田近・八塩 (2004) がある。そこでは自営業者が給与所得控除を利用した節税のために、事業形態を個人から法人に転換している(いわゆる「法人成り」)ことが示された。本稿ではそのもうひとつの節税形態である、事業主から家族への給与分配による所得分散行動(インカム・シフティング)について分析する。

日本では青色申告を選択した個人形態の自営業者(以下単に自営業者、もしくは青色申告者などによぶ)は、事業に従事する家族従業員(専従者)に対し、専従者給与を与えることができる。例えば2001年の税務統計によると、専従者一人あたり給与額は平均221万円である。専従者や専従者給与額は事前に税務署に届け出なければならず、また専従者にできる家族は同居親族に限られ、その給与額も勤務実態に見合う必要がある。それでも自営業者としては税務署に否認されない範囲で給与額を高めに設定し、できるだけ多くの所得を家族に分配すればそれだけ所得税を節税できる。特に事業主と専従者が直面する所得税・住民税の限界税率差(以下これを、単に「所得税の限界税率差」とよぶ)が大きい場合には、そのメリットは大きくなる。本稿では所得税の限界税率差の変化がこうした節税行動に大きな影響を与えてきたと考えられることを示す。

¹ 本稿の内容は全て著者個人の見解であり、著者が属する機関の見解を示すものではない。なお本稿の作成にあたり、田近栄治教授(一橋大学大学院)から貴重なコメントをいただいた。感謝の意を表したい。

² 連絡先 hiroyuki.yashio@mof.go.jp

³ 欧米では所得税が様々な節税行動に影響を与えることが報告されている。それらには経済取引のタイミング調整による節税 (Goolsbee (1999)) や異なる限界税率に直面する課税ベース間のインカム・シフティング (Stephens Jr. & Ward-Batts (2001) Enis & Ke (2003))、フリンジ・ベネフィットを用いた節税 (Sloan & Adamache (1986) Woodbury & Hamermesh (1992)) などが含まれる。

青色申告者が専従者に分配できる給与額の上限が撤廃された 1968 年(住民税では 69 年)以降、この限界税率差はおもに 3 つの要因によって変化してきたと考えられる。まず 1 つめは 1974 年の給与所得控除大幅引上げである。給与所得控除は事業主の事業所得には適用されず専従者給与にのみ認められるため、この控除引上げによって専従者給与の限界税率は大きく下げられ、限界税率差は大きく拡大した。次に 2 つめは 1980 年代から 90 年代前半におけるインフレの影響である。専従者給与の税率は、74 年の給与所得控除引上げ以降ほぼ最低税率近辺だった一方で、事業主の限界税率はブラケット・クリープによって上昇を続けたため、所得税の限界税率差は継続的に拡大した。3 つめは 1990 年代後半の減税であり、これによって事業主の税率が下げられ、所得税の限界税率差は縮小した。

本稿ではこうした所得税の限界税率差の変化が、自営業者の専従者給与によるインカム・シフティングに与えた影響について、Gordon & Slemrod (2000) が用いたモデルを改良して分析した。その結果、次の 、 の事実が示された。

給与所得控除の引上げやインフレの影響による限界税率差の拡大は専従者給与額を引き上げ、事業主から専従者へのインカム・シフティングを促進させた。

1990 年代後半の減税による限界税率差の縮小は専従者給与の大きな引下げを発生させず、インカム・シフティングに影響を与えなかった。

の、減税がインカム・シフティングに影響を与えなかった理由としては、次のような説明が考えられる。自営業者としては減税によって専従者との限界税率差が縮小したとはいえその差が逆転したわけではなく、依然なるべく多くの所得を給与として家族に分配したほうが有利である。そのため一度税務署に認められた専従者給与額を減税後にわざわざ下げることとはしなかったと考えられる。 、 のような非対称的対応(asymmetric response)の問題は地方財政(Gamkar & Oates (1996) Levaggi & Zanola (2003)) や所得税の脱税(Giles et al. (2001)) において分析されてきたが、専従者給与によるインカム・シフティングにおいて、この現象が観察された。

得られたインプリケーションは 2 点である。1 点目は、これまで明らかでなかった、自営業者の節税実態の一端が具体的に示されたことである。所得税は給与分配による節税に大きな影響を与えていることが示された。本稿では個人形態の自営業者を分析したが、自営業者が法人形態をとった場合にも同様の所得分散は可能であり、こうした節税は、自営業者一般で広くおこなわれていると考えられる。

2 点目は給与所得控除に関する政策的インプリケーションである。田近・八塩(2004) は、本来サラリーマンへの所得控除である給与所得控除が、「法人成り」によって個人自営業者の節税に利用されていることを示したが、本稿の分析によると、控除は家族への給与分配による節税にも大きな影響を与えていることになる。その結果控除は単なるサラリーマンへの減税にとどまらず追加的な税収口スを発生させており、また節税の結果その恩恵

は自営業者にも広まっていると思われる。問題は非常に大きな控除が給与という特定所得のみに認められていることにありと考えられ、今後給与所得控除は縮小すべきである。政策上所得控除が必要ならば、基礎控除の拡張などがより望ましいと思われる。

本稿の構成を述べる。まず第2節でデータを説明し、第3節で専従者給与制度の概要とその実態を説明する。第4節で分析結果を示し、第5節で議論を総括する。

2. データ

自営業者の専従者給与の実態を示したデータとしては「税務統計からみた申告所得税の実態」各年版（国税庁、以下本稿ではこれを「申告所得税の実態」とよぶ）の一表である「専従者表」がある。本稿ではこれをおもに使用する。まず「申告所得税の実態」を説明する。このデータはクロス・セクションの所得階層別の累計所得データである。データの対象は申告納税をした個人であり、例えば税務申告をしなかった個人（副収入のないサラリーマンなど）や申告の結果税額がゼロであった低所得者の個人はデータの対象外である。データでは申告納税をした個人を営業所得者・農業所得者・その他事業所得者・その他所得者の4つに分類し、その上でそれぞれの所得者を18の所得階層区分にわけ、各所得階層区分に属する人数やその区分に属する個人が申告した所得額の累計などを報告している。

一方「申告所得税の実態」の中の一表である「専従者表」では、申告納税者のうち、専従者（家族従業員）を持つことを税務当局に認められたものに関する情報を提供している（専従者に関する制度は次節で説明する）。この表では専従者を持つ申告納税者を青色申告者と青色申告者以外にわけて、4つの所得者・18の所得階層区分別に、その区分の申告納税者に属する専従者数の累計と、専従者給与額の累計などを示している。ここで青色申告者以外のものとは白色申告者をさすが、白色申告者は専従者給与額に上限（2001年では専従者一人あたり85万円）があり、専従者給与によるインカム・シフティングはできない。そこで本稿では青色申告者を分析対象とする。

2001年の「専従者表」より、青色申告者の所得階層区分別に専従者一人あたり平均給与額を計算し、表1に示した。これによると70万円以下の所得階層に属する青色申告者が支給した専従者給与額は、専従者一人あたりで平均125万円、5000万円以上の青色申告者が支給した給与額は平均で674万円であった。また全青色申告者では、専従者一人あたりの専従者給与額は平均で221万円であった。

表 1 所得階層別 専従者一人あたり平均専従者給与額

青色申告者 所得階層区分	専従者一人あたり 専従者給与額
70万円以下	1.248
100万円 "	1.298
150万円 "	1.415
200万円 "	1.618
250万円 "	1.742
300万円 "	1.863
400万円 "	1.954
500万円 "	2.186
600万円 "	2.204
700万円 "	2.489
800万円 "	2.524
1,000万円 "	2.776
1,200万円 "	2.759
1,500万円 "	3.479
2,000万円 "	3.852
3,000万円 "	4.846
5,000万円 "	5.719
5,000万円超	6.744
平均	2.206

(単位:百万円)

3. 専従者給与制度とインカム・シフティング

3.1 専従者給与制度について

次に専従者給与制度について説明する⁴。個人形態をとる自営業者で家族がその事業に従事する場合、その家族を税務上専従者（家族従業員）とすることができる⁵。かつて自営業者が専従者に分配できる給与には上限があったが、1968年（住民税では69年）以降、青色申告を選択した自営業者（青色申告者）についてその上限は撤廃された。専従者となる家族や支払う給与額については事前に「青色事業専従者給与に関する届出書」によって税務署への届出が必要であり、またそれが認められるには以下のような条件を満たす必要がある。専従者となれる家族は「15歳以上で専ら事業に従事する、生計を一にする配偶者その他親族」であり、給与額の条件は「労務対価として相当」というものである。

だれを専従者とするかの基準は比較的明確である一方で、「労務対価相当」という給与額の基準は比較的あいまいであり、自営業者の裁量が入りやすいと考えられる。自営業者としては税務署に否認されない範囲で給与額を高め設定し、できるだけ多くの所得を家族に分配すれば節税できる。特に事業主と専従者の直面する所得税・住民税の限界税率差（以下単に「所得税の限界税率差」とよぶ）が大きいときは、こうした節税のメリットも大きくなる。本稿では両者の限界税率差の変化が専従者給与額の操作によるインカム・シフティングに影響を与えてきたと考えられることを示す。

分析の際注意すべき制度的な問題を2点述べる。1点は給与所得控除の問題である。給

⁴ 青色専従者給与制度については吉野（2003）や遠藤（1998）などを参照のこと。また制度の歴史的背景については播（1990）や全国青色申告総連合（2000）などを参照のこと。

⁵ 厳密にいうと、専従者を持つことが認められるのは、事業・不動産・山林のいずれかの所得がある個人である。

与所得控除は給与収入に対する所得控除であり、したがって事業主の事業所得には適用されない一方で、専従者給与には適用される。控除は 1974 年に大きく引き上げられ、特に控除最低額が 16 万円から 50 万円に大きく引き上げられたため、多くの専従者の所得税額がゼロとなり、専従者給与に対する限界税率は大きく下げられた。その結果、後で具体的に示すように、この年に所得税の限界税率差は大きく拡大した。

制度的な問題の 2 点目はみなし法人課税制度の問題である。この制度は 1973 年から 1993 年（住民税は 74 年から 94 年）までの間、青色申告者に適用された。制度のポイントは、みなし法人による課税を選択した青色申告者は、事業所得をみなし法人所得と事業主への給与（事業主報酬）に分割して課税されたことである⁶。しかし給与として分割された所得には給与所得控除が適用され有利であったため、みなし法人選択者は大半の所得を給与として分割していたようである（政府税制調査会資料（1987））。この制度は複雑だったため急激に普及することはなかったが、それでも毎年コンスタントに選択者は増えつづけ、ピークの 1989 年には青色申告者の 1/10 にあたる、31 万人がみなし法人を選択した（播（1990））。

次節以降では過去 30 年間にわたる事業主の限界税率変化を分析するが、みなし法人を選択した場合と選択しなかった場合では限界税率が異なるため、この点をどう分析に反映させるかという問題がある。ただし使えるデータは、制度による課税を選択した人数推移しがなく⁷、その対応は限定的とならざるを得ない。具体的な方法は後に説明する。

3.2 事業主と専従者の限界税率差推移

次にデータを使って、事業主と専従者の限界税率差がどのように変化してきたかを概観する。具体的には、平均的な所得を稼ぐ自営業者があるルールのもとで所得の一部を専従者給与として配偶者に分配すると仮定して、事業主と配偶者の限界税率差がどのように変化してきたかを計算する。分析期間は、1971 年（住民税で青色申告者が専従者給与の上限を撤廃された年の 2 年後）から 2001 年までの 32 年間とする。自営業者世帯のモデル・ケースとして、事業主と専従者である配偶者、事業主の扶養家族である子供 2 人の 4 人家族を考える。

計算方法を述べる。まずモデルの自営業者の所得水準は給与所得者の平均給与とする。「税務統計から見た民間給与の実態」（国税庁、以下「民間給与の実態」と略す）によると 1971 年の平均給与額（一年勤続者）は 105 万円であり、モデルの自営業者も 1971 年に 105 万円を稼いでいたと仮定する。そしてこの自営業者の所得は平均給与と同じ伸び率で増大し、2001 年には 454 万円になると仮定する。

自営業者はこの所得の一部を専従者給与として配偶者に分配するが、そのルールは以下

⁶ 制度の詳細は例えば「図説日本の税制」（財務省）などを参照のこと。

⁷ このデータは全国青色申告会総連合より提供いただいた資料、及び播（1990）に基づいている。資料の提供に深く感謝したい。

とする。まず 1971 年には 105 万円の 35%にあたる 37 万円を専従者給与として配偶者に分配すると仮定する。すると、この年の事業主の事業所得は残りの 68 万円となる。35%の根拠は 1971 年の「申告所得税の実態」をもとにして計算した⁸。

1971 年に 37 万円であった専従者給与額は、個人企業勤務者の平均給与と同じ伸び率でその後増大すると考え、自営業者は毎年その給与額を配偶者に分配すると仮定した。個人企業雇用者の平均給与伸び率は「民間給与の実態」を使えば計算できる。これによると 2001 年の専従者給与額は 143 万円である。

分析ではこの前提に基づいて事業主と専従者の限界税率差を 32 年間にわたり計算した。計算では所得税、住民税、事業税を考慮し、青色申告控除も反映した。また 1990 年後半以降何度か実施されている特別減税は、99 年以降実施されている所得税・住民税の定率減税のみ反映した⁹。また専従者給与には給与所得控除が適用されることに注意が必要である。

事業主の限界税率計算では、みなし法人課税制度をどう反映させるかという問題があるが、先述のようにそれに関するデータは少ない。そこでこの制度があった期間の事業主の限界税率を次のように計算した。まずみなし法人を選択したケース¹⁰と選択しなかったケースの限界税率をそれぞれ計算する。それに青色申告者のうちみなし法人を選択した人としなかった人の人数比でウェイトをかけたあと、2 つをたし合わせて限界税率を求めた。

結果は図 1 に示した。まず図 1-1 には事業主と専従者がそれぞれ直面する限界税率の推移を示した。まず事業主の限界税率を説明する。図にはみなし法人課税制度を反映したケースと未反映のケースを示したが、大勢に影響はなく以下では制度を反映したケースで説明する。事業主の限界税率は 1974 年の 16%以降ほぼ一貫して上昇傾向で、1994 年に 24%となった。これはインフレによるブラケット・クリープの影響である。しかしその後 1995 年と 99 年の減税によって限界税率は 17%まで下げられた。

一方配偶者の限界税率は 1974 年に 11%からゼロに大きく下げられたが、これはこの年の給与所得控除引上げの影響である。この年には控除の最低額が 15 万円から 50 万円に引き上げられたため、多くの専従者の税額がゼロとなった。図が示すようにこの控除引上げは大規模であった。その後給与額の上昇によりその税率は所得税・住民税の最低税率である 15%近辺となり、その後はこの水準で推移した。

図 1-2 には図 1-1 より計算した事業主と専従者の限界税率差を示した。これによると、過

⁸ 1971 年の「申告所得税の実態」によると 50 万円～70 万円の所得階層に属していた営業所得者の平均事業所得は 63 万円、また同じ年の「専従者表」によると同じ所得階層に属する営業所得者の専従者給与額は専従者一人あたり 35 万円⁸であった。これらの値を本稿のモデルにあてはめると、自営業者は所得のうち約 35% ($35/(63+35)$) を専従者給与として配偶者に分配していることになる。

⁹ 期間 1、2 年の短期的な特別減税が節税行動に及ぼす影響はより限定的と考えられるため、定率減税以外の特別減税については分析から除外した。

¹⁰ 先に述べたように、みなし法人課税制度による課税を選択した個人は大半の所得を給与として分割していたようであり（政府税制調査会資料（1987））、限界税率の計算では事業所得をすべて給与とすると仮定した。

去の限界税率差の変化の特徴は3点である。1点目は1974年の給与所得控除引上げによる限界税率差の拡大である。2点目はインフレによるブラケット・クリープの影響であり、これによって1980年代から90年代前半に限界税率差は継続的に拡大した。3点目は1990年代後半の減税による限界税率差の縮小である。以下ではこうした変化が専従者給与によるインカム・シフティングに与えた影響について分析する。

図1-1 事業主と専従者の限界税率推移

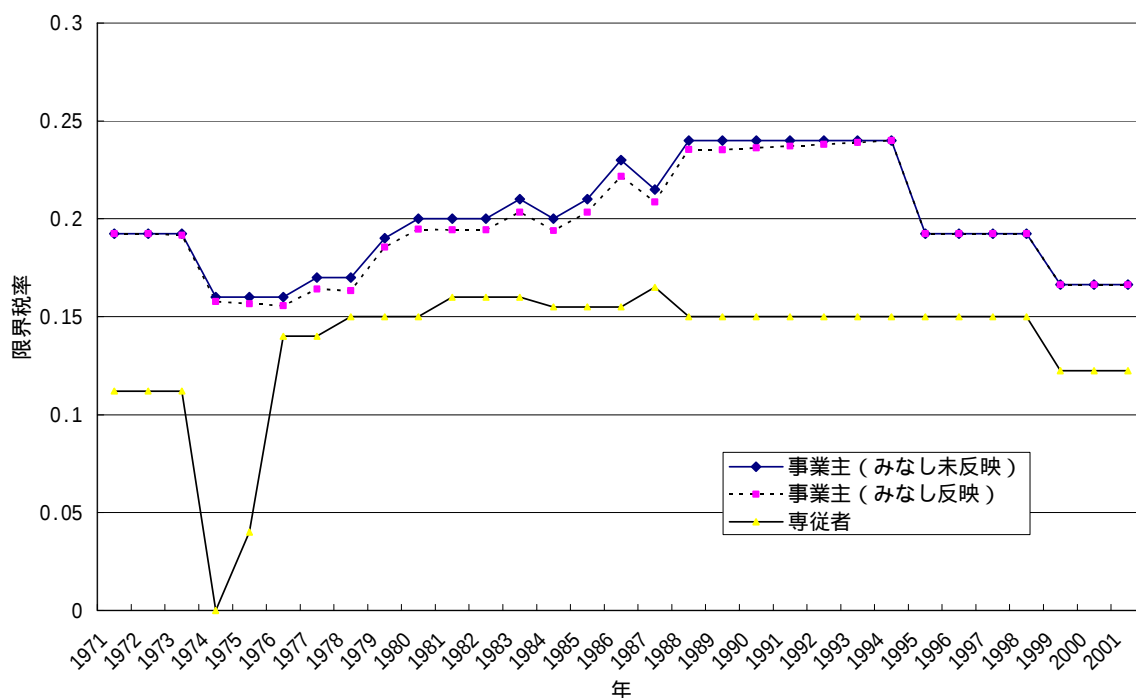
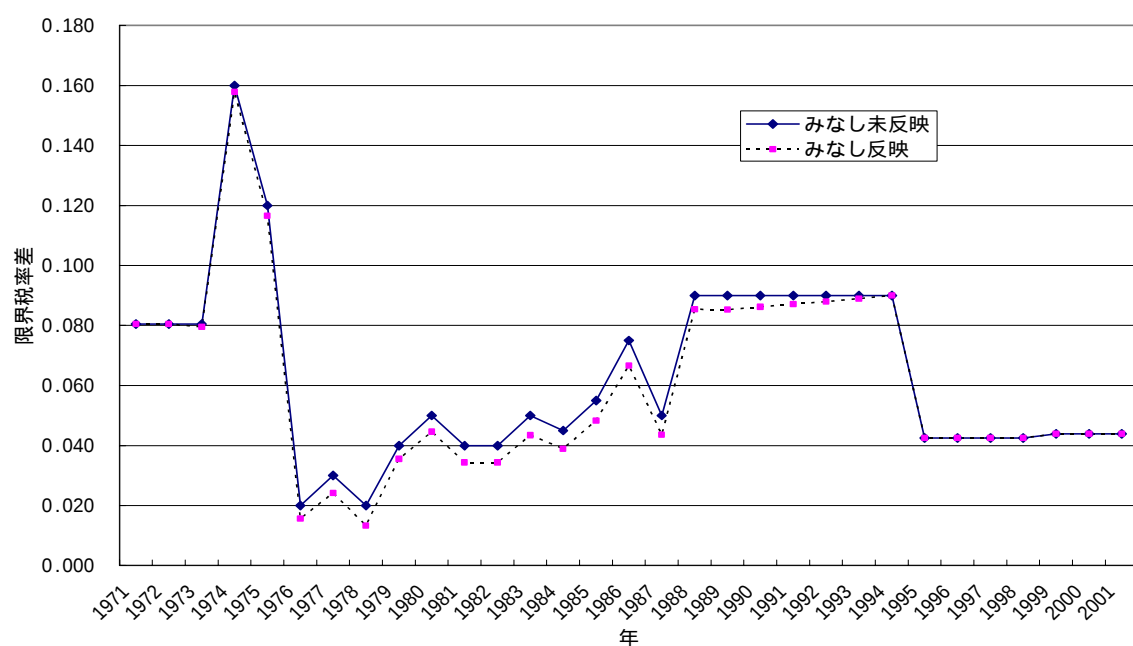


図1-2 事業主と専従者の限界税率差推移



3.3 自営業者の所得に占める専従者給与比率の推移

次に事前分析として、過去における専従者給与の推移を概観する。ここでの計算は極めて大雑把であるが、これによって専従者給与がこれまでどのように変化してきたかをみることができる。具体的には、先の4人家族モデルの考え方をもとに、「申告所得税の実態」と「専従者表」を使って、(1)を1971年以降32年間計算した。

$$\text{専従者給与比率} = \frac{\text{配偶者への専従者給与}}{\text{自営業者の所得}} \quad (1)$$

(自営業者の所得 = 事業主の事業所得 + 配偶者への専従者給与)

(1)で事業主の事業所得は、データの全事業所得者(営業・農業・その他事業の各事業所得者)の平均事業所得、配偶者への専従者給与としては、データの全専従者の平均給与額をそのまま用いて計算した。

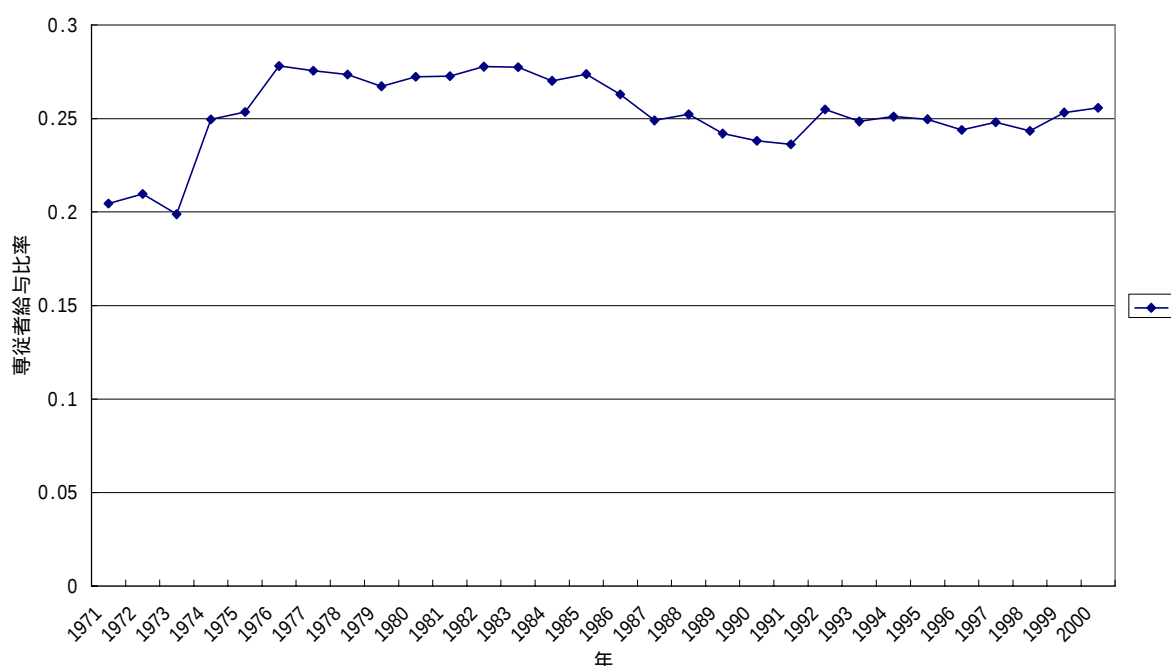
結果は図2に示した。図によると専従者給与比率はだいたい20~30%であるが、特に1974年に比率が大きく上昇している。先述のようにこの年には給与所得控除引き上げによって事業主と専従者の限界税率差が大きく拡大しており、この比率上昇はそれをうけて専従者給与によるインカム・シフティングが一気にすすんだことを示したと思われる。

一方1980年代から90年代前半のインフレがインカム・シフティングに与えた影響を図2からよみとることは難しい。80年代前半に専従者給与比率はわずかに上昇の兆しがあるが、その後86年から91年に比率は4%下落した。ただしこの時期はバブル景気の時期であり、この比率の減少は景気の上昇が自営業者の所得全体を増大させ、専従者給与比率が減少したことを反映したと考えられる。

さらに図によると、1990年代後半の減税後も専従者給与比率はまったく減少していず、むしろ景気低迷による自営業者の所得減少を反映して、その比率は上昇しているように見える。減税がインカム・シフティングに影響を与えなかったとして、その理由としては次のようなものが考えられる。図1で見たように減税後も自営業者の限界税率は依然専従者より高く、自営業者としてはできるだけ多くの所得を専従者に分割したほうが節税できる状況に変わりはない。このため一度認められた専従者給与を減税によって減らす必要はなく、その結果減税がインカム・シフティングに影響を与えなかった可能性がある。

限界税率差の拡大と縮小に対し行動変化が非対称的である(asymmetric response)という問題は、これまで地方財政(Gamkar & Oates (1996) Levaggi & Zanola (2003))や所得税の脱税(Giles et al (2001))において分析されてきた。次節ではこの現象がインカム・シフティングによる節税行動で発生しているかどうかについてもテストする。

図2 専従者給与比率の推移



4. 分析

4.1 モデル

まずモデルを説明する。参考となるのは、法人を設立した自営業者によるインカム・シフティングを分析した Gordon & Slemrod (2000) (以下 GS と略す) のモデルである。GS は 30 年間のクロス・セクションの資本階級別法人所得累計データを用いて、所得税と法人税の限界税率差が法人の資本収益率（税引き前法人所得を資本で割ったもの）に影響を与えていることを示した。そしてこれを、自営業者が節税目的で設立した法人を使い、法人所得・個人所得の課税ベース間でインカム・シフティングをしていることの根拠だとした。本稿で使うデータ形式は GS が使用したデータの形式と同じであり、またその分析視点も類似している。以下では GS が用いたモデルを改良して、専従者給与による自営業者の節税行動を分析する。また限界税率差の変化に対する非対称的対応の問題については、Gamkar & Oates (1996) や Levaggi & Zanola (2003) のモデルを参考にして分析をおこなう。

分析期間は 1971 年から 2001 年とし、データは「申告所得税の実態」と「専従者表」の各年版を用いる。最初に青色申告者全体を分析し、次に各事業所得者を分析する。使用するモデルは 2 つである。まず第 1 のモデルを (2) に示す。

$$RF_{it} = \alpha + \beta_1 INC_{it} + \beta_2 INC_{it}^2 + \beta_3 INC_{it}^3 + \beta_4 RE_t + \beta_5 GDPR_t + \beta_6 MT_{it} + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

まず非説明変数の RF_{it} は、 t 年にデータの所得階層区分 i に属する自営業者（以下これを単

に $t \cdot i$ などとよぶ)の専従者給与比率である¹¹。その計算方法は4人家族モデルの考え方をもとにした(1)と、基本的に同じである。まず $t \cdot i$ に属する事業主の事業所得として、この区分の全事業所得者の平均事業所得を計算する。一方 $t \cdot i$ に属する配偶者への給与として、「専従者表」よりその区分の専従者一人あたりの平均給与を計算する。これらを(1)にあてはめれば RF_{it} を計算できる。

表1の結果から推測できるように、 RF は所得の高い階層で一般に小さい値をとる。これを反映させるために、(2)では説明変数に INC_{it} の三次関数を加えた¹²。 INC_{it} は $t \cdot i$ の自営業者の所得(RF_{it} の分母の値)を2001年基準の実質値で評価した値である。ただし実質値への割引率には、全給与所得者の平均給与伸び率を使用した(先の4人家族モデルと同じく、自営業者の所得の成長率は全給与所得者の平均給与の成長率と同じと考えた)。 RF は INC の減少関数になることが想定される。

次に RE_t は、 t 年の、全給与所得者の平均給与に対する、個人企業勤務者の平均給与の比率である。被説明変数 RF の分母(自営業者の所得)が全給与所得者の平均給与と同じ比率で増大し、 RF の分子(配偶者給与)が(税の影響がない場合に)個人企業勤務者の平均給与と同じ比率で増大すると仮定すると、 RE は RF の長期的トレンドを反映し、その係数は正となると想定される。 RE_t は「民間給与の実態」各年版より計算できる。

$GDPR_t$ は t 年の実質 GDP 成長率である。先述のように(2)では RE が RF の長期的トレンドを説明するが、配偶者給与はより景気変動の影響を受けにくいとすると、その分だけ RE は RF から乖離する可能性がある。例えば個人企業勤務者の給与が景気状況に敏感に反応する場合、 RE は景気のよいときに上昇し悪いときに減少するが、 RF の景気変動に対する反応が弱い場合、 $GDPR$ の係数 β_5 は負となって、この乖離を補うことが想定される。

最後に MT_{it} は $t \cdot i$ の事業主と専従者の限界税率差を示す。 MT が正ならば事業主の税率が専従者より高く、税がインカム・シフティングを引き起こしている場合には β_6 が正に有意となる。(2)の分析でもっとも注目すべき係数はこの β_6 である。

ただし MT_{it} の計算では注意すべき点が2点ある。1点は、 RF_{it} の計算に用いた事業所得と専従者給与をそのまま使って MT_{it} を計算すると、内生変数の問題が発生することである。そのため操作変数を用いる必要がある。操作変数の計算方法は所得税の限界税率変化に対する課税所得の弾力性を計算した Auten & Carroll (1999) や Gruber & Saez (2002) を参考にした。その方法は Appendix に示した。

MT の計算で注意すべき2点目の問題は、 $t \cdot i$ の平均事業所得と平均専従者給与だけを使って MT_{it} を計算した場合、 $t \cdot i$ に属する自営業者全体の MT を反映できないことである。そこで分析では、区分 $t \cdot i$ を10の所得区分に等分し¹³、それぞれ MT を計算してそ

¹¹ なお RF は rate of family income の略、 RE は rate of employment income の略である。

¹² Gordon & Slemrod (2000) は被説明変数に資本の収益率を使ったが、資本収益率は資本額によって異なる(資本の大きい大企業の資本収益率は一般的に低くなる)と考え、説明変数に資本額(実質値に直したもの)の関数を加えている。

¹³ $t \cdot i$ を10の所得区分に等分する方法は、筆者に問い合わせれば入手できる。

の平均値を説明変数に用いた。

なお INC が 400 万円以下と 2000 万円以上となる区分 $t \cdot i$ については、分析対象から除外した。INC が 2000 万円以上の $t \cdot i$ を除外する理由は、ごく少数しかいない高額所得階層のデータが結果に大きな影響を与えることを防ぐためである。一方 400 万円以下の $t \cdot i$ を除外する理由は、「申告所得税の実態」が納税額ゼロの低所得階層をデータから排除していることに関係がある。所得控除の引上げや特別減税があった年には税額ゼロの個人が増大し、データ上低所得階層の人数が大きく減少したりするため¹⁴、400 万円以下の $t \cdot i$ を除くことでデータの低所得階層を分析から除外した。

次に (3) では、限界税率差が拡大した場合と縮小した場合で、インカム・シフティングの対応が非対称的であるかどうかを考慮して分析をおこなう。

$$RF_{it} = \alpha + \beta_1 INC_{it} + \beta_2 INC_{it}^2 + \beta_3 INC_{it}^3 + \beta_4 RE_t + \beta_5 GDP_t + \beta_6 MT_{it} + \beta_7 D_{it}(MT_{it} - MaxMT_{it}^y) + \varepsilon_{it} \quad (3)$$

$$D_{it} = 1 \quad \text{if } MT_{it} < MaxMT_{it}^y$$

$$= 0 \quad \text{otherwise}$$

(3) では、(2) に説明変数を 1 つ加えた。MaxMT_{it}^y は、 $t \cdot i$ の自営業者において、 t 年直前の y 年間ににおける最大の MT を示す (MaxMT_{it}^y の計算方法は Appendix に示した)。D_{it} はダミー変数で、MT_{it} が MaxMT_{it}^y を超える場合 (つまり過去 $y+1$ 年間で最大の MT になった場合) は 0、それ以外は 1 をとる。分析ではまず、非対称性を分析した先行研究同様に $y=1$ とおく。そして β_6 が正、 β_7 が負 (そして $\beta_6 + \beta_7$ がゼロ) となるかどうか注目する。これが成り立つ場合、MT_{it} は前年よりも拡大したときのみ RF_{it} を引き上げ、縮小した場合は影響を与えないことになる。これは MT の変化に対し非対称的対応が発生していることを意味する。

しかし $y=1$ による定式化には問題がある可能性がある。つまり $y=1$ の場合で β_6 が正、 β_7 が負の場合、MT が縮小した場合には、その効果はその年の RF には影響を与えず、1 年後の RF に影響を与えることを意味する。しかし例えば、図 2 にみたように、1990 年代後半の減税による MT の縮小はしばらく RF には影響を与えず、その結果 RF は減税前の水準で高止まりをする可能性がある。 $y=1$ による定式化ではこうした高止まりの効果を適切に反映できない。そこで分析では $y=4,8$ についても分析した。この場合 β_6 が正、 β_7 が負 (そして $\beta_6 + \beta_7$ がゼロ) となるならば、MT_{it} は過去 $y+1$ 年間で最大になった場合にのみ RF_{it} を引き上げ、それ以外では RF_{it} は過去の MaxMT_{it}^y に応じて高止まりすることをあらわしている。

¹⁴ 例えば 1997 年には特別減税のために低所得階層の多くが税額ゼロとなり、データ上この部分の事業所得者数が大幅に減少した。その結果前年のデータでは 282 万人だった事業所得者数が、この年のデータでは一気に 177 万人に減少した。

4.2 分析結果

分析結果は表 2 の 2 つの表に示した。まず表 2-1 は青色申告者全体を分析対象とした場合の結果である。まず表の は単純に (2) 式を回帰した結果を示した。RE の係数は正、GDPR の係数は負でそれぞれ大きく有意であり、これらは先の予測どおりの結果である。一方 MT の係数も有意に正であり、これは事業主と専従者の限界税率差の変化が専従者給与を使ったインカム・シフティングに影響を与えたことを端的に示している。

～ では を拡張して分析した。まず では MT の効果が所得階層ごとに異なる可能性を考慮して回帰をした。MT 1 は INC が 800 万円未満、MT 2 は 800 万円以上の階層における MT をあらわすが、どちらの係数ともに正で有意となっている。これによると、MT が節税に与える影響が所得階層ごとに大きく異なるとはいえないと考えられる。

次に ・ では被説明変数に専従者給与比率 RF ではなく、専従者給与額 (2001 年ベースの実質値) を用いて (表ではこれを F と示した) 回帰した。つまり各説明変数の変化が給与額そのものに与える影響を分析した。ただし説明変数の RE は、ここでは個人企業勤務者の平均給与額 (2001 年ベースの実質値。表ではこれを E と記した) に変えている。しかし基本的な結果は ・ と同じであった。このように ～ では、限界税率差の変化が専従者給与による節税行動に影響を与えていると考えられることが示された。

次に ～ では、(3) を分析した。まず $y=1$ を分析した をみると、MT の係数は相変わらず有意に正である一方で、非対称的対応を示す項は有意でない。これによると非対称的対応は発生していないようにみえる。しかし、先に述べたように $y=1$ における分析には問題もあると考え、・ では $y=4,8$ としたケースの結果を示した。するといずれにおいても MT の係数は有意に正で、その値は $y=1$ にくらべて大きくなっている一方、非対称的対応を示す項も有意に負となっている。これは MT の変化に対し強い非対称性が発生しており、RF は過去の MaxMT^y によって高止まりしていると考えられることを示唆する。例えば の場合、MT が 10 ポイント拡大したときは自営業者の所得の 1.5% (所得 1000 万円なら 15 万円) の場合は 2.2% (同 22 万円) が配偶者にインカム・シフティングされることになる。なお表には示さなかったが、被説明変数を F にかえても結果は同様であった。

一方表 2-2 では結果の頑健性を確かめるため、さらに 3 つのケースを分析した。2-2 には 2-1 の と ($y=4$ のケース) をそれぞれのケースで分析した結果を示した。まず ・ では、2-1 同様に青色申告者全体を分析対象としたが、事業主の限界税率をみなし法人課税制度を考慮せず計算した場合の結果である。また ・ では青色申告者のうち営業所得者、

・ ではその他事業所得者に対象をしぼって分析した結果である (農業所得者は青色申告者が少ないため、分析しなかった)。ただし「申告所得税の実態」では 2001 年以降、営業所得者とその他事業所得者を合計したデータを記しているため、～ の分析期間は 1971 年から 2000 年までの 30 年間である。また営業所得者・その他事業所得者ごとのみなし法人選択者数のデータが入手できないため、～ ではみなし法人制度を考慮せず計算をしている。2-2 に示したいずれのケースでも、表 2-1 と同様の結果が得られた。このよう

に分析からは、事業主と専従者の限界税率差の変化が専従者給与によるインカム・シフティングに影響を与えており、またそれに対する非対称的対応が存在していると考えられることが示された。

表 2-1 回帰結果

式番号	I	II	III	IV	V	VI	VII
分析対象	青色申告者全体						
データ数	248						
モデル	(2)式				(3)式		
					y=1	y=4	y=8
被説明変数	RF		F		RF		
定数項	0.492 (24.40)	0.489 (25.51)	0.048 (0.76)	0.056 (0.88)	0.497 (24.48)	0.482 (22.69)	0.458 (21.34)
INC	-0.641 (-12.71)	-0.619 (-12.69)	-0.079 (-0.34)	-0.043 (-0.18)	-0.645 (-12.80)	-0.641 (-12.76)	-0.660 (-13.56)
INC ²	0.334 (7.77)	0.290 (7.03)	0.282 (1.34)	0.169 (0.75)	0.343 (8.02)	0.328 (7.63)	0.323 (7.75)
INC ³	-0.063 (-5.34)	-0.048 (-4.15)	0.008 (0.12)	0.048 (0.67)	-0.066 (-5.63)	-0.061 (-5.13)	-0.057 (-4.95)
RE	0.163 (6.71)	0.173 (7.35)			0.162 (6.51)	0.173 (7.01)	0.205 (8.50)
E			0.252 (2.75)	0.283 (3.04)			
GDPR	-0.454 (-9.75)	-0.457 (-10.19)	-1.011 (-4.84)	-1.020 (-4.92)	-0.473 (-10.26)	-0.436 (-9.25)	-0.367 (-6.96)
MT	0.128 (3.79)		0.610 (-4.22)		0.114 (3.41)	0.151 (4.02)	0.223 (5.52)
MT1		0.155 (4.45)		0.681 (4.36)			
MT2		0.090 (2.82)		0.518 (4.11)			
D(MT-MaxMT ^y)					0.148 (1.54)	-0.089 (-2.09)	-0.196 (-4.79)
	R ² =0.934	R ² =0.937	R ² =0.979	R ² =0.979	R ² =0.934	R ² =0.934	R ² =0.938

*括弧内の値はt値を表す。

*分析手法はすべて操作変数法を用いる

*係数推定値の分散はwhiteの推定量で評価する。

表 2-2 回 帰 結 果

式 番 号	I	II	III	IV	V	VI
分 析 対 象	青色申告者全体(みなし法人未反映)		営 業 所 得 者		そ の 他 事 業 所 得 者	
デ ー タ 数	248		230		211	
モ デ ル	(2) 式	(3) 式 y = 4	(2) 式	(3) 式 y = 4	(2) 式	(3) 式 y = 4
被 説 明 変 数	R F		R F		R F	
定 数 項	0.495 (24.61)	0.479 (22.38)	0.543 (17.10)	0.519 (14.71)	0.558 (22.09)	0.546 (20.98)
INC	-6.369 (-12.39)	-0.640 (-12.35)	-0.771 (-10.32)	-0.783 (-10.48)	-0.765 (-9.26)	-0.769 (-9.40)
INC ²	0.333 (7.66)	0.325 (7.33)	0.455 (7.13)	0.447 (6.89)	0.548 (7.80)	0.543 (7.77)
INC ³	-0.063 (-5.32)	-0.060 (-4.91)	-0.100 (-5.62)	-0.096 (-5.29)	-0.140 (-6.95)	-0.138 (-6.85)
RE	0.157 (6.62)	0.174 (7.32)	0.162 (4.68)	0.187 (5.20)	0.062 (1.62)	0.072 (1.88)
GDP R	-0.456 (-9.79)	-0.431 (-8.94)	-0.472 (-7.05)	-0.423 (-5.78)	-0.437 (-5.46)	-0.398 (-4.76)
MT	0.120 (3.93)	0.158 (4.56)	0.205 (3.73)	0.289 (4.20)	0.135 (2.44)	0.175 (2.91)
D(MT-MaxMT ^y)		-0.135 (-3.46)		-0.215 (-3.33)		-0.178 (-3.17)
	R ² =0.934	R ² =0.934	R ² =0.888	R ² =0.884	R ² =0.816	R ² =0.812

*括弧内の値はt値を表す。

*分析手法はすべて操作変数法を用いる

*係数推定値の分散はwhiteの推定量で評価する。

5 . おわりに

本稿では所得税が自営業者の節税実態に与える影響を分析した。具体的には個人形態をとる自営業者による、専従者給与を用いた所得分散行動(インカム・シフティング)について分析した。その結果非対称的対応の問題も含め、所得税はこうした節税行動に強い影響を与えていると考えられることが示された。

本稿では個人形態をとる自営業者を分析対象としたが、「はじめに」でも述べたように、法人形態をとる自営業者も同様の節税行動が可能であり、こうした節税は自営業者一般に広まっていると考えられる。また田近・八塩(2004)が示したように、自営業者が法人形態をとれば、事業主の所得にも給与所得控除が適用でき節税できる。つまり本稿の分析結

果は自営業者の節税実態の一部にすぎない点に留意が必要である。

最後に、本稿で得られた政策的インプリケーションとして、給与所得控除の問題を述べる。分析であきらかになったように、給与所得控除は自営業者のインカム・シフティングに大きな影響を与えている。田近・八塩（2004）が述べたように、節税行動によって控除の恩恵は自営業者にも広く行き渡っていると考えられる。こうした節税行動を引き起こす原因は大きな控除が給与という特定の所得形態にのみ認められていることにあると思われる。所得控除が政策的に必要なのであれば、基礎控除の拡張などでおこない、給与所得控除は今後縮小すべきであると思われる。

参考文献

- 遠藤みち「「相当である」青色事業専従者給与」『税務弘報』第46巻14号, 1998, 41-47。
全国青色申告会総連合『青色申告会五十年史』, 2000。
政府税制調査会編『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料総覧』, 大蔵省印刷局, 1987。
播久夫『実録・青色申告制度四十年史』, 財団法人大蔵財務協会, 1990。
田近栄治・八塩裕之「税制と事業形態選択 - 日本のケース - 」, 第61回日本財政学会報告論文, 2004。
吉野隆子「青色専従者給与となる要件」『税務弘報』第51巻13号, 2003, 113-118。
Auten, G. & Carroll, R., 1999. "The Effect of Income Taxes on Household Income," The Review of Economics and Statistics **81**(4), 681-693.
Ayres, B., Cloyd, B. & Robinson, J., "Organizational Form and Taxes: An Empirical Analysis of Small Businesses," Journal of the American Taxation Association, 1996, 49-67.
Ayres, B., Cloyd, B. & Robinson, J., "The Influence of Income Taxes on the Use of Inside and Outside Debt by Small Businesses," National Tax Journal **54** (1), 2001, 27-54.
Cloyd, B., Steven, L. & Robinson, J., "The Impact of Federal Taxes on the Debt-Equity Structure of Closely-Held Corporations," National Tax Journal **50** (2), 1997, 261-277.
Enis, C., & Ke. B., "The Impact of the 1986 Tax Reform Act on Income Shifting from Corporate to Shareholder Tax Bases: Evidence from the Motor Carrier Industry," Journal of Accounting Research **41**(1), 2003, 65-88.
Giles, D., Werkneh, G. & Johnson, B., "Asymmetric Responses of the Underground Economy to Tax Changes: Evidence from New Zealand," The Economic Record **77** (237), 2001, 148-159.
Goolsbee, A., "What Happens When You Tax the Rich? Evidence from Executive Compensation," Journal of Political Economy **108**(2), 2000, 352-378.
Gordon, R. & Slemrod, J., "Are "Real" Responses to Taxes Simply Income Shifting

between Corporate and Personal Tax Bases?," In Does Atlas Shrug?: The Economic Consequences of Taxing the Rich, edited by Slemrod,J., Cambridge, Mass. and London, :Harvard University Press, 2000, 240-280.

Gramkhar,S., & Oates,W., ``Asymmetries in the Response to Increases and Decreases in Intergovernmental Grants: Some Empirical Findings," National Tax Journal **49** (4), 1996. 299-313.

Gruber,J. & Saez,E. 2002. ``The Elasticity of Taxable Income: Evidence and Implications," Journal of Public Economics **84**, 1-32

Levaggi,R., & Zanola,R., ``Flypaper Effect and Sluggishness: Evidence from Regional Health Expenditure in Italy," International Tax and Public Finance **10**, 2003. 535-547.

Plesko,G., ``The Role of Taxes in Organizational Choice: S Conversions after the Tax Reform Act of 1986," working paper.MIT, Boston,MA., 1999.

Sholes,M., Wolfson,M., Erickson,M., Maydew,E. & Shevlin,T., Taxes and Business Strategy: A Planning Approach, Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 2002.

Sillamaa,M. & Veall,R., 2001. ``The Effect of Marginal Tax Rates on Taxable Income: A Panel Study of the 1988 Tax Flattening in Canada," Journal of Public Economics **80**, 341-356

Slemrod,J., ``Income Creation or Income Shifting? Behavioral Responses to Tax Reform Act of 1986," American Economic Review **85**, 1995, 175-181.

Sloan,F. & Adamache,K., ``Taxation and the Growth of Nonwage Compensation," Public Finance Quarterly **14**(2), 1986. 115-137.

Stephens,M. & Ward-Batts,J., ``The Impact of Separate Taxation on the Intra-Household Allocation of Assets: Evidence from the UK," NBER Working Paper Series **8380**, 2001.

Woodbury,S., & Hamermesh, D., ``Taxes, Fringe Benefits and Faculty," The Review of Economics and Statistics **74**(2), 1992. 287-296.

Appendix 1 MT_{it} の操作変数の計算について

まず基準年を設定する。基準年の MT_{it} は RF_{it} に用いた事業所得と専従者給与をそのまま使って計算する。次にそれ以外の年(s 年とよぶ)では、まず s ・ i の自営業者の所得(RF_{is} の分母の値) を基準年ベースの実質値で評価し(割引率は全給与所得者の平均給与伸び率を使用) それを、基準年のデータより求めた専従者給与比率を用いて、事業主の事業所得と配偶者給与に分割する¹⁵。次にそこで求めた配偶者給与が個人企業勤務者の平均給与と同じ伸び率で s 年まで成長すると仮定して、s ・ i の配偶者給与額を計算し直した。そしてこ

¹⁵ 基準年のデータより専従者給与比率を求める方法は筆者に問い合わせること。

の給与額を、もともとの $s \cdot i$ の自営業者の所得からひいて、事業主の事業所得を計算した。こうして求めた事業所得と配偶者給与は、税の影響がなかったときに、 $s \cdot i$ に属する自営業者の所得分割方法を反映すると考えた。そしてこれに s 年の税制をあてはめて MT_{is} を計算し操作変数とした。本文 4 . 2 には基準年を分析期間の中間である 1986 年とした場合の結果を示したが、1971 年や 2001 年を基準年としても得られた結果は同様であった。

Appendix 2 $MaxMT^y_{it}$ の計算について

$t \cdot i$ の自営業者の所得 ($RFit$ の分母の値) を $t - y$ 年の実質値で評価し (割引率は全給与所得者の平均給与伸び率を使用) それを、 $t - y$ 年のデータより求めた専従者給与比率を用いて、事業主の事業所得と配偶者給与に分割する。それらに $t - y$ 年の限界税率表を適用すれば、 $t \cdot i$ の自営業者が $t - y$ 年に直面していた MT^y_{it} を計算できる。 $t - (y+1)$ 年や $t - (y+2)$ 年・・・にもこれを繰り返せば $MaxMT^y_{it}$ を求めることができる。また $MaxMT^y_{it}$ に対しても操作変数を用いるが、その計算方法は Appendix 1 で示したとおりである。